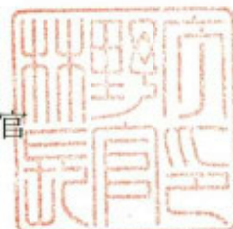


29林政経第318号
平成30年2月6日

鹿児島県知事 殿

林 野 庁 長 官



林業経営体に関する情報の登録・公表について

「林業事業体に関する情報の登録・公表について」（平成23年2月28日付け23林政経第312号林野庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

林業事業体に関する情報の登録・公表について（平成24年2月28日付け23林政経312号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>林業経営体に関する情報の登録・公表について</p> <p>「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）を踏まえ、林業経営体に関する情報の登録・公表の推進を図るため、地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4の規定による技術的助言を定めたので、各都道府県におかれては、本通知を参考とした林業経営体の登録・公表の円滑かつ的確な実施について特段の御配慮をお願いする。</p> <p>なお、上記のとおり、本通知は技術的助言であり、林業経営体に関する情報の登録項目等については、全国的に共通すると考えられるものを例示したものである。各都道府県におかれては、その実情に応じ、適宜修正して用いられたく、念のため申し添える。</p> <p>また、本通知による「林業経営体」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、木材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。</p>	<p>林業事業体に関する情報の登録・公表について</p> <p>「森林・林業再生プラン」（平成21年12月25日農林水産省公表）を推進していくための具体的な施策の方向性を示す「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が、森林・林業基本政策検討委員会により、平成22年11月30日に取りまとめられ、その中に「総合評価方式を参考に、価格以外の技術力など事業実行能力を加味して事業実行者を選択できるよう、ガイドラインを示すとともに事業体情報を登録・評価する仕組みを導入」と記述されたところである。</p> <p>これを踏まえ、「森林・林業基本計画」（平成23年7月26日閣議決定）において、「林業事業体を登録・評価する仕組みの導入を推進する。」とされたところである。</p> <p>こうしたことから、林業事業体に関する情報の登録・公表の推進を図るため、地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4の規定により、下記のとおり、技術的助言を定めたので、御了知の上、事業発注者が林業事業体の登録情報を活用して、森林施業の事業実行者を選択できるようにするとともに、林業事業体が自ら進んで事業実行能力等を森林所有者等に広く公表することにより、受注機会の増加等に取り組めるよう、円滑かつ的確な実施について特段の御配慮をお願いする。</p> <p>なお、上記のとおり、本通知は技術的助言であり、林業事業体に関する情報の登録項目等については、全国的に共通すると考えられるものを例示したものである。各都道府県におかれては、その実情に応じ、適宜修正して用いられたく、念のため申し添える。</p>
<p>1 登録・公表の目的</p>	<p>1 登録・公表の目的</p>

記

記

林業経営体に関する情報の登録・公表は、森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実施者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実施能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

2 林業経営体の登録

林業経営体は、造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う森林の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができるものとする。

(削る。)

3 登録の申請

(1) 2の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、下記の①から⑩を記載した別紙様式1による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

ただし、登録申請者が、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合、改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一の事項の記載を省略することができるものとする。

なお、都道府県知事は、認定事業主については、林業経営体名簿に登録し公表するよう努めるものとする。

- ① 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- ② 組織に関する情報（職員数等）
- ③ 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- ④ 技術者・技能者数に関する情報
- ⑤ 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
- ⑥ 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- ⑦ 事業区域に関する情報
- ⑧ 主伐後の再造林の確保に関する情報
- ⑨ 生産管理の取組に関する情報
- ⑩ 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報

林業事業体の登録情報の公表・情報共有により事業実行者の選択結果・理由の透明性、森林所有者等への信頼性を確保し、森林整備の担い手である林業事業体間で、より良い作業を実行しようという競争が働く環境整備を行い、森林整備の品質確保、効率的な事業実施を図り、補助事業の適正な執行管理を促すとともに、雇用管理能力が高い林業事業体を育成することを目的とする。

2 林業事業体の登録

(1) 林業事業体は、造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う森林の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができるものとする。

(2) 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

3 登録の申請

(1) 2の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した別紙様式1による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

ただし、登録申請者が、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）であって、別紙様式1の②から⑦に掲げる事項が、既に提出されている認定事業主の改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一である場合は、その記載を省略できるものとする。

なお、都道府県知事は、認定事業主については、林業事業体名簿に登録し公表するよう努めるものとする。

- ① 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- ② 組織に関する情報（職員数等）
- ③ 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- ④ 技術者・技能者数に関する情報
- ⑤ 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
- ⑥ 事業実績に関する情報（事業量等）
- ⑦ 事業区域に関する情報
(新設)
- ⑧ 主伐後の再造林の確保に関する情報
(新設)
- ⑨ 生産管理の取組に関する情報
(新設)

⑩ 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報

⑪ 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報

⑫ 雇管理の改善と労働安全対策に関する情報

⑬ 実施事業の成績評価結果に関する情報

⑭ その他都道府県知事が定める情報

(2) 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が認定事業主である場合は①から⑥に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。また、都道府県が別途確認できる場合は、⑦、⑧に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

① 登記事項証明書又は住民票

② 納税証明書

③ 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式

④ 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類

⑤ 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し

⑥ 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書

⑦ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）

⑧ 行動規範を作成している場合は、その写し

⑨ その他都道府県知事が定める書類

(3) 都道府県知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めるとする。

4 登録の実施

(1) 都道府県知事は、3による申請があった場合において、当該申請の内容が都道府県が定める登録基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式2の林業経営体名簿に登録するものとする。

① 3(1)の①から⑯までに掲げる事項

② 登録番号及び登録年月日

③ 登録情報の変更年月日

(2) 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式3により登録申請者に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

⑯ 実施事業の成績評価結果に関する情報

⑰ その他都道府県知事が定める情報

(2) 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が認定事業主である場合は①から⑥に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

① 登記事項証明書又は住民票

② 納税証明書

③ 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式

④ 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類

⑤ 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し

⑥ 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書

(新設)

(新設)

⑰ その他都道府県知事が定める書類

(新設)

4 登録の実施

(1) 都道府県知事は、3による申請があった場合において、当該申請の内容が都道府県が定める登録基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式2の林業事業体名簿に登録するものとする。

① 3(1)の①から⑯までに掲げる事項

② 登録番号及び登録年月日

③ 登録情報の変更年月日

(2) 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式3により登録申請者に通知するものとする。

(3) 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、林業経営体名簿を公表することをもって同項の通知に代えることができるものとする。

5 登録の有効期間

(1) 4 (1)の登録の有効期間は5年とする。ただし、林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録経営体」という。）が、3 (1)及び(2)により記載及び提出を省略して登録を行った認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。

(2) 登録経営体は、更新を受けることができるものとする。

6 変更の届出

(1) 登録経営体は、3 (1)の①に掲げる事項に変更があったときは、別紙様式4により都道府県知事に届け出るものとする。

(2) 登録経営体は、3 (1)の②から⑤に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、別紙様式4により都道府県知事に届け出ることができるものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)の規定による届出があった場合において、その内容が都道府県知事が定める登録基準に適合するときは、その届出があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。

(4) 上記(1)及び(2)の規定による届出については3 (2)の規定を、上記(3)の規定による登録については4 (2)及び4 (3)の規定をそれぞれ準用する。

7 林業経営体名簿の公表

都道府県知事は、林業経営体名簿を公表するものとする。

8 登録の取消

(1) 都道府県知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

① 登録経営体が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合

② 登録経営体からの申出があつた場合

③ 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合

④ その他都道府県知事が定める場合

(3) 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、林業事業体名簿を公表することをもって同項の通知に代えることができるものとする。

(新設)

5 変更の届出

(1) 林業事業体名簿に登録された林業事業体（以下「登録事業体」という。）は、3 (1)の①に掲げる事項に変更があったときは、別紙様式4により都道府県知事に届け出るものとする。

(2) 登録事業体は、3 (1)の②から⑤に掲げる事項に変更があり、林業事業体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、別紙様式4により都道府県知事に届け出ることができるものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)の規定による届出があった場合において、その内容が都道府県知事が定める登録基準に適合するときは、その届出があった事項を林業事業体名簿に登録するものとする。

(4) 3 (2)の規定は(1)及び(2)の規定による届出について、4 (2)及び4 (3)の規定は(3)の規定による登録について、それぞれ準用する。

6 林業事業体名簿の公表

都道府県知事は、林業事業体名簿を公表するものとする。

7 登録の取消

(1) 都道府県知事は、登録事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

① 登録事業体が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合

② 登録事業体からの申出があつた場合

③ 登録の申請又は変更の届出の内容に錯誤が確認された場合

④ その他都道府県知事が定める場合

(2) 都道府県知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式5により登録経営体へ通知するものとする。ただし、①の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く。

様式1 別添2のとおり

様式2 別添4のとおり

様式3

林業経営体名簿への登録通知書

殿
知事
年 月 日

年 月 日付けで申請のあった林業経営体名簿への登録申請について、林業経営体名簿に登録したので通知します。

様式4

林業経営体名簿の変更届出書

知事殿
所在地
名称
代表者氏名
印
年 月 日

年 月 日付けで登録された林業経営体名簿について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容 (別添のとおり)
- 2 変更の理由

(2) 都道府県知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式5により登録事業体へ通知するものとする。ただし、①の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く。

様式1 別添1のとおり

様式2 別添3のとおり

様式3

林業事業体名簿への登録通知書

殿
知事
平成 年 月 日

平成 年 月 日付けで申請のあった林業事業体名簿への登録申請について、林業事業体名簿に登録したので通知します。

様式4

林業事業体名簿の変更届出書

知事殿
所在地
名称
代表者氏名
印
平成 年 月 日

平成 年 月 日付けで登録された林業事業体名簿について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容 (別添のとおり)
- 2 変更の理由

様式 5

林業経営体名簿の登録取消通知書

殿

知事

年 月 日 付けで登録した貴殿の林業経営体名簿は、下記の理由により、その登録を取り消しますので通知します。

記

取消の理由

以上

様式 5

林業事業体名簿の登録取消通知書

殿

知事

平成 年 月 日 付けで登録した貴殿の林業事業体名簿は、下記の理由により、その登録を取り消しますので通知します。

記

取消の理由

以上

技術者・技能者数								
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャ	森林施 業プラー ナー	森林作 業 道作 業 レター	技術士	技能士	林業技 士	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人

区分	実施事業の成績評定結果	
	民有林事業	国有林野 事業
	営 業	補助
評定件数	件	件
最高点	点	点
最低点	点	点
平均	点	点

都道府県知事が定める情報

例：地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、安全対策の取組状況、経営の健全性(FSC 森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO 取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等

(記載要領)

- 1 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。
- 2 事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。
- 3 事業実績の事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載することとし、うち国有林野事業に係るものについては、() 書内数として明記すること。
- 4 事業実績で素材生産量は素材材積換算とすること。
- 5 事業実績で造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 6 事業実績で左記以外の事業量には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。
- 7 事業区域は、流域又は県域を越えて事業を実施する場合には、その旨を備考欄に明記すること。
- 8 林業機械保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については(台)に外数とすること。
- 9 国有林野事業における実施事業の成績評定結果とは、国有林野事業で実施されている「事業成績評定」の結果を記入すること。
- 10 実施事業の成績評定結果の対象期間は事業実績の事業期間に準じる。

林業経営体名簿への登録申請書

都道府県知事 殿

別添2

年 月 日

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

(認定事業主の有無 有 無 *該当する方に○をつけること。)

印

上記記載の主たる事務所の所在地、代表者氏名等及び下表の林業経営体に関する情報について、都道府県知事が林業経営体名簿へ登録し、公表する情報として登録申請します。なお、情報については、○年○月○日付けで提出した改善計画認定申請書(又は改善措置実施状況報告)と同じ。(注:認定事業主の場合は、なお書き以降を付記すること。)

注:認定事業主については、既に提出されている改善措置実施状況報告に記載されている事項と同じならば、その記載を省略できる。

1. 雇用の状況

林業現場 作業員数 (うち常用)	事務系職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険掛率 %	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済
人 (人)	人 (人)			人	%	人	人	人	人

5年休の目録 (うち常用)	△ (人)
------------------	------------

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内訳等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数						
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	フォレスト プランナー	森林作業道 作業 オペレーター	技術士	技能士
△	△	△	△	△	△	△
					林業技士	フォレストター (森林総合監 理士)

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(経営管理責任者)とは、「研修終了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付10林野相第38号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作業オペレーターとは、森林作業道作業オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー養成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づき(技術士種を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づき(技能士種を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレストター(森林総合監理士)とは、森林法に基づき(林業者及び指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと)。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】										
クラッフル	プロセッサ	ハーベスト	フォワーダ	スイングヤーダ	タローヤーダ	フェューパンチキ	スキッド			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

5年後の目標

台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

4. 専業量等

専業量等	家畜【事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日】											
	素材生産					造林事業						
	主伐		間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他	左記以外の林業の専業量	事業区域	素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	面積 (ha)	材積 (m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面積 (ha)	材積 (m ³)							
直営												
請負												
合計												

5年後の目標【事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日】

専業量等	5年後の目標【事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日】											
	素材生産					造林事業						
	主伐		間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他	左記以外の林業の専業量	事業区域	素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	面積 (ha)	材積 (m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面積 (ha)	材積 (m ³)							
直営												
請負												
合計												

※専業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とする。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業員により実施したものをいう(以下、「直営施設」という)。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※素材生産量は丸太材積とすること。
 ※生産性には、直営施設により実施したものをいう。
 ※造林事業のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
 ※「左記以外の林業の専業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 主伐後の再造林の確保

(1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ・ 主伐と再造林の両方を直営施設又は他者への請負により実施する体制 取組んでいる 今後取組む
 - ・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称: _____) 取組んでいる 今後取組む
- ※上記4で、主伐又は植付の事業の目標がある場合、該当する項目にチェック。

(2) 適切な更新

- ・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の要否 取組んでいる 今後取組む
 - ・ 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対して適切な更新の働きかけ 取組んでいる 今後取組む
- ※上記4で、主伐又は植付の事業の目標がある場合、該当する項目にチェック。

6. 生産管理の取組

- ・ 作業目標の作成・分析による進捗管理・工程の見直し 取組んでいる 今後取組む
 - ・ 作業システムの改善 取組んでいる 今後取組む
 - ・ その他 (_____) 取組んでいる 今後取組む
- ※上記4で、主伐又は植付の事業の目標がある場合、該当する項目にチェック。

7. 原木の安定供給・流通合理化等

- ・ 製材工場等業者との直接的な取引 取組んでいる 今後取組む
 - ・ 取引先名: _____ 取組んでいる 今後取組む
 - ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (取りまとめ機関名: _____) 取組んでいる 今後取組む
 - ・ その他 (_____) 取組んでいる 今後取組む
- ※上記4で、主伐又は植付の事業の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取組む」欄は、現在取組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

※「今後取組む」欄は、現在取組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

8. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入 取組んでいる 今後取組む
 - ・ コンクリート苗の使用 取組んでいる 今後取組む
 - ・ 低密度植栽 取組んでいる 今後取組む
 - ・ 下刈りの省略 取組んでいる 今後取組む
 - ・ その他 (_____) 取組んでいる 今後取組む
- ※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・ 経営体独自の行動規範の策定 策定・遵守 予定 今後
 - ・ 所属する業界団体等による行動規範の策定 策定・遵守 予定 今後
 - ・ 策定主体: _____ 策定・遵守 予定 今後
 - ・ 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守 (策定主体: _____) 策定・遵守 予定 今後
 - ・ その他 (_____) 策定・遵守 予定 今後
- ※「今後取組む」欄は、現在取組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取組む」欄は、現在取組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

※「今後取組む」欄は、現在取組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10. 雇用管理の改善

- ・ 現場作業員の常用品
- ・ 現場作業職員への月給制の導入
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・ その他

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に「取り組む意向を有する」場合にチェック。

11. 労働安全対策等

- ・ リスクアセスメント
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 作業現場の安全巡回
- ・ 専門家による安全診断・指導
- ・ その他

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に「取り組む意向を有する」場合にチェック。

取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

12. 事業成績評定の結果

区分	実施事業の成績評定結果		国有林野事業
	民有林事業	補助	
評定件数	件	件	件
最高点	点	点	点
最低点	点	点	点
平均	点	点	点

注 成績評定の対象事業や評定方法等は民有林事業の果実及び補助、国有林野事業それぞれ異なる。

※国有林野事業における実施事業の成績評定結果とは、国有林野事業で実施されている「事業成績評定」の結果を記入すること。

※実施事業の成績評定結果の対象期間は事業実績の事業期間に準じる。

都道府県知事が定める情報
例：地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGE「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等

注 実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施策プランナー養成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施策(以下「提案型施策」という。)に「取り組む」林事業主体について、提案型施策を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

技術者・技能者数								
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャ	森林施 業プラ ンナー	森林施 業道 作設 お、レ ーダ ー	技術士	技能士	林業技 士	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人

- 注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- 注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
- 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。
- 注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。
- 注6 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技士のこと。

実施事業の成績評価結果			
区分	民有林事業		国有林野 事業
	県営	補助	
評定件数	件	件	件
最高点	点	点	点
最低点	点	点	点
平均	点	点	点

注：成績評価の対象事業や評定方法等は民有林事業の
 県営及び補助、国有林野事業でそれぞれ異なる。

（記載要領）

- 様式1の記載要領に準じて記載すること。
- 認定事業主の場合、認定事業主の欄に○を記載すること。

都道府県知事が定める情報
例：地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）、表彰実績、安全対策の取組状況、経営の健全性（FSC 森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO 取得状況、実践体基礎評価）、指名停止処分等の状況等

注：実践体基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組み林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

林業経営体名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主
()	()					

注：「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					退職金共済等	
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険		
人 (人)	人 (人)			人	%	人	人	人	人	人
△ (人)	△ (人)			△	%	△	△	△	△	△

登録情報の変更時点の状況(年 月 日)

5年後の目標 (うち常用)	△ (人)
------------------	-----------

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配属、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数							
技術者	技能者	技術者・技能者数					
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士	林業技士	フォレスト (森林総合監 理士)
人	人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー養成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づき技術士(技術士補を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づき技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスト(森林総合監理士)とは、森林法に基づき林業及び指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤード	タワニヤード	2エラニパンチヤ	スキッド			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)										
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超えて契約のリース機械を含み、レンタル機械については合算しないこと。

5年後の目標

台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

4. 事業量等

事業量等	登録【事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日】											
	素材生産					造林事業						
	主伐		間伐			抽付 (ha)	下刈り (ha)	その他	左記以外の林業の事業量	事業区域	素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
直営	面積 (ha)	材積 (m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面積 (ha)	材積 (m ³)							
請負												
合計												
登録情報の変更時点の状況【事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日】												
直営												
請負												
合計												

事業量等	5年後の目標【事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日】											
	素材生産					造林事業						
	主伐		間伐			抽付 (ha)	下刈り (ha)	その他	左記以外の林業の事業量	事業区域	素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
直営	面積 (ha)	材積 (m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面積 (ha)	材積 (m ³)							
請負												
合計												

※事業量の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実施したものについては記載すること。

※「直営」とは、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※「請負」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業員により実施したものをいう(以下、「直営」という。)

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、造林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

5. 主伐後の再造林の確保

(1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ・主伐と再造林の面方を直営施策又は他者への請負により実施する体制
- ・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制
(連携相手等の名称: _____)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

抱えている 今後数値化する

(2) 適切な更新

- ・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施
- ・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

取り組んでいる 今後取り組む

6. 生産管理の取組

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し
- ・作業システムの改善
- ・その他 { _____ }
_____)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

取り組んでいる 今後取り組む

7. 原木の安定供給・流通合理化等

- ・製材工場等業者との直接的な取引
(取引先名: _____) 年後) (年後)
- ・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名: _____) 年後) (年後)
- ・その他 { _____ }
_____)

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

取り組んでいる 今後取り組む

8. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・コンテナ苗の使用
- ・低密度植栽
- ・下刈りの省略
- ・その他 { _____ }
_____)

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

取り組んでいる 今後取り組む

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・経営体独自の行動規範の策定 年後) (年後)
- ・所属する業界団体等による行動規範の策定 年後) (年後)
- (策定主体: _____)
- ・都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守 年後) (年後)
- (策定主体: _____)
- ・その他 { _____ }
_____)

策定・遵守している 策定・遵守予定

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10. 雇用管理の改善

- ・ 現場作業員の常用品
- ・ 現場作業職員への月給制の導入
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・ その他

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合は「チェック」。

11. 労働安全対策等

- ・ リスクアセスメント
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 作業現場の安全巡回
- ・ 専門家による安全診断・指導
- ・ その他

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合は「チェック」。

12. 事業成績評定の結果

区分	実施事業の成績評定結果		国有林野事業
	民有林事業	補助	
評定件数	件	件	件
最高点	点	点	点
最低点	点	点	点
平均	点	点	点

注 成績評定の対象事業や評定方法等は民有林事業の県営及び補助、国有林野事業でそれぞれ異なる。

※国有林野事業における実施事業の成績評定結果とは、国有林野事業で実施されている「事業成績評定」の結果を記入すること。

※実施事業の成績評定結果の対象期間は事業実績の事業期間に準じる。

都道府県知事が定める情報

例：地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等

注 実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。